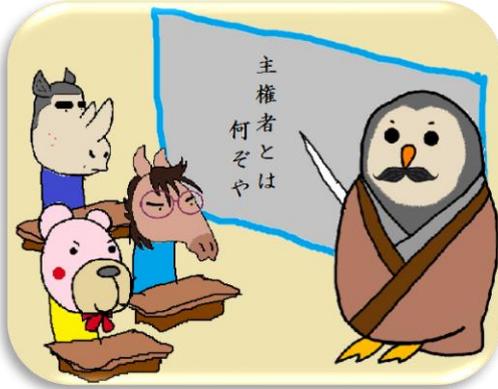


# 主権者教育プログラム



「主権者教育」の重要性が高まっています！

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、小・中・高等学校では主権者教育の充実が課題となっています。

東京三弁護士会多摩支部では、選挙権（民主主義の意義）をはじめとした様々な主権者教育関連のプログラムを用意しております。オーダーメイドの授業も可能ですので、遠慮なくご相談ください。

## 主権者教育プログラムの一例

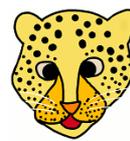
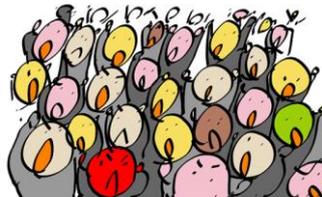
### ○ 選挙権の意義 ～「選挙のきほん」

【対象】小学5年生～高校生

なぜ全ての国民に選挙権があるの？ 選挙制度はずっと昔から今と同じだった？ 選挙以外の方法でルールを決めてはいけない？ …盲点となりがちな「選挙権の基本」を、楽しみながら学びましょう。

#### 【授業内容】

架空の国『トマト共和国』を舞台としたオリジナル教材を使用します。イラストとアニメーションで進むストーリー展開に沿って、質疑・応答と解説を交えながら授業を行います。（\*1～2コマ程度を予定）



### ○ 18歳の選挙権 ～ あなたの一票について考えよう！

【対象】中学生～高校生

18歳から選挙権が認められることになりましたが、これからの日本を担う若者たちの政治への関心と投票率の低さは深刻な課題です。

あと数年で18歳を迎える生徒の皆さんに、憲法の定める民主的國家の仕組みの中で選挙の果たす役割や、国民主権の担い手として票を投じることの意義・重要性などを、弁護士の立場からわかりやすく解説します。

#### 【授業形態(例)】

弁護士による法制度や選挙権の意義についての解説。（\*1～2コマ程度を予定）

